

○山形県警察情報管理システムの運用管理に関する訓令

平成13年 8月22日

本部訓令第22号

(目的)

第1条 この訓令は、情報管理システムの設計並びに運用及び維持管理に関する基本的事項を定め、もって警察業務の効率化及び高度化を図るとともに、対象業務の適正かつ円滑な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 情報管理システム

警察業務の効率化又は高度化を図るため山形県警察が設置する情報システムを利用して公文書を作成又は利用するためのものをいう。

(2) 対象業務 情報管理システムを利用して行う情報の利用及び管理に係る業務をいう。

(基本方針)

第3条 情報管理システムの運営に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 事務能率の増進に寄与するため、警察各部門の業務について情報管理システムの活用を図ること。

(2) 関係部門相互の協力体制を確保し、情報管理システムの適正かつ円滑な運用に努めること。

(3) 情報管理システムの利用実態を把握するとともに、有効性の向上と安全性の確保に努めること。

(システム総括責任者)

第4条 警察本部にシステム総括責任者を置き、警務部長をもって充てる。

2 システム総括責任者は、次に掲げる事務を行う。

(1) 情報管理システムの運用に関する事務の総括に関すること。

(2) 情報管理システムの設計及び維持管理に関する事務の総括に関すること。

3 警務部情報管理課長は、前項に掲げる事務について、システム総括責任者を補佐する。

(業務管理者)

第5条 対象業務に係る情報管理システムの運用を主管する所属の長を業務管理者とする。

2 業務管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 所管する対象業務の新設又は変更に係る機能要件の検討に関すること。
- (2) 所管する対象業務の実施方法の策定及び指導に関すること。
- (3) その他所管する対象業務の実施に関する事務の総括に関すること。

(情報管理システムの設計)

第6条 システム総括責任者及び業務管理者（以下「システム総括責任者等」という。）

は、情報管理システムの設計に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 情報処理の正確性及び適時性の確保
- (2) 障害時の復旧対策、アクセス統制等によるシステムの安全性の確保
- (3) 関連業務間におけるデータ、機能等の整合性の確保

(情報管理システムの運用及び維持管理)

第7条 システム総括責任者等は、情報管理システムの運用及び維持管理に当たっては、

次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) システムの適正な利用の確保
- (2) システムに係る情報の厳格な取扱いの確保
- (3) 附帯する電源設備等を含めたシステムの適切な維持管理
- (4) 事故発生時に執るべき措置の策定及び当該措置の関係職員への周知

(教養の実施)

第8条 システム総括責任者等は、関係警察職員に対して、情報管理システムによる処理に係る情報の適正な取扱いについて教養を行うものとする。

(情報管理業務監査)

第9条 警察本部長は、情報管理システムによる処理に係る情報の取扱いの状況を把握するため、システム総括責任者に情報管理業務監査を行わせるものとする。

2 前項の業務監査の実施要領については、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成13年9月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に対象業務として指定されている業務及び対象業務として開発の決定された業務は、それぞれこの訓令の規定による手続きを経たものとみなす。

附 則（令和元年9月20日本部訓令第11号）

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和5年4月19日本部訓令第13号）

この訓令は、制定の日から施行する。